

第12回

(令和3年12月10日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年12月10日（金）午前9時30分から午前10時19分

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 10名

1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一
7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栗原 和親
10番委員 深水 勇治

4 欠席委員 なし

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 議第47号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第48号案 農地法第4条の規定による許可申請について

議第49号案 農地転用事業計画変更承認申請について

議第50号案 農地法第5条の規定による許可申請について

議第51号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

議第52号案 非農地証明願いに対する認定について

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

報告第20号 農地形状変更届について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 園林沙恵

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、8番・9番委員をお願いします。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

8番 以前から出ていましたあっせんの件ですが11月26日に10アール当たり40万円で売買成立しましたので報告します。

議長 事務局長が途中退席しますので49号案、50号案を先に審議したいと思います。

議長 議第49号案農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第49号案農地転用事業計画変更承認申請について（朗読）

事務局 この件に関しましては、窓口で転用申請の書き方を指導しました。当初から土地の名義を妻の名義にしたいということでしたが、私の指導が誤っておりまして、夫名義で許可をされたところでした。その後、土地の所有権を夫にすることができませんでしたので、事業内容は同じですが、事業主を変更して事業実施されるものです。事業主の方には、事業実施が遅れたいへん申し訳なく思っている次第です。

議長 局長が説明したとおり、過去にご主人の名前で出されて農業委員会としては通している案件で、今回は訂正として奥さんの名前で申請し直したということですのでけれども50号案の調査番号9番と一緒に審議します。

議長 議第50号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議第50号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1～8番について西地区から調査報告をお願いします。

7番 （調査番号1）12月4日西地区の委員全員で調査に行きました。写真をご覧ください。申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は一時転用の更新のためです。支柱を立て営農を継続する太陽光発電設備等について、農地転用許可制度の扱いについて通知により報告します。1転用期間が区分に応じた期間であるか。1種農地で事業者は農家に該当せず、荒廃農地を再生利用する場合でない場合は3年以内とされていますが、平成31年からで3年目です。申請期間は3年です。2農地における営農の適切な継続が確実に認められること。今、営農が行われおりますので該当します。農地における単収が、同じ年の平均的な単収と比較して概ね2割以上減少するか。5年目に出荷予定ですので該当しません。農地において生産された農産物の品質に著しい劣化が生じていると認められるか。今のところ認められません。以上で報告終わります。

議長 営農型太陽光発電施設は、3年毎の一時転用申請許可です。

議長 調査番号9番について4番委員から調査報告をお願いします。

4番 （調査番号9）この件につきましては、9月の総会、先程説明ありましたとおり許可されております。当初は、夫名義で申請されました、今回は、妻の名義で、主婦でありローンが組めない状態で借入金での建設となっております。（夫名義での住宅ローン）変わっているところはそこです。以上、報告終わります。

議長 調査番号10番について5番委員から調査報告をお願いします。

5番 （調査番号10）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は建売住宅4棟です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：3種農地です。2番（着工時期）：令和4年1月10日からです。3番（資金調達）：自己資金です。4番（転用面積）：宅地が4棟で、1棟あたり、360～370㎡で500㎡以内ということです。5番（周囲の承諾）：隣接地主3人の承諾書が添付されておりました。6番（公衆衛生）給水は上水道、雨水、雑排水は側溝を設置して町道の側溝に流し

ます。汚水は、町の下水道に接続します。7番（防除措置）隣接地にかかる土砂の流出、崩壊はないと考えております。8番（日照通風）平屋建てで狭い住宅になるため周囲の耕作農地へ影響がないと思いますが、万一周囲に問題が生じた場合には、申請者で責任をもって対応します。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は、437万円です。以上、報告終わります。

議長 調査番号11番について6番委員から調査報告をお願いします。

6番 （調査番号11）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地です。2番（着工時期）：転用済です。3番（資金調達）：自己資金です。4番（転用面積）：10㎡です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）雨水は自然浸透です。7番（防除措置）問題なし。8番（日照通風）影響はありません。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は、5万円です。以上、報告終わります。

議長 調査番号12番について1番委員から調査報告をお願いします。

1番 （調査番号12）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は駐車場です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地です。2番（着工時期）：許可が下り次第です。3番（資金調達）：自己資金です。4番（転用面積）：608㎡です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）地下浸透で問題なし。7番（防除措置）平らな土地で問題なし。8番（日照通風）問題ありません。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は、30万円です。以上、報告終わります。

議長 それでは、質疑がある方の挙手をお願いします。

1番 調査番号1～8の農作物は何ですか。

7番 サカキです。

議長 それでは49号案の調査番号1番について審議したいと思います。

議長 調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議長 それでは49号案の農地転用事業計画変更承認申請についてを可決いたします。

議長 続きまして、50号案を審議します。

議長 調査番号1番から8番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議長 調査番号9番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議 長 調査番号10番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号11番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号12番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

以上によりまして申請どおり許可するものといたします。

(事務局長退席)

議 長 議第47号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第47号案農地法第3条の規定による許可申請について(朗読)

議 長 調査番号1番について8番委員から調査報告をお願いします。

8 番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人(稼働力2人)です。経営面積は、652a、田652a、水稲582a、野菜70aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):200m。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):以前にまとめて売り渡した農地のところに道がない畑がありましたので、是非譲りたいとの譲渡人からの要望でしたので0円となっています。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、田植機など農作業に必要な機械は揃えてあります。8番(取得農地の利用計画):野菜です。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号2番について2番委員から調査報告します。

2 番 (調査番号2) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族7人(稼働力2人)です。従業員4人です。経営面積の全てが飼料作物です。畜産をされていますので成牛120頭、育成牛80頭、子牛30頭となっております。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):牧場周辺です。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):0円です。6番(耕作放棄地):一部ありますが、これから耕作放棄地の復旧をお願いしております。贈与であるため問題ないと考えます。7番(農機具の利用計画):酪農をされていますので、それぞれ機械をお持ちです。8番(取得農地の利用計画):飼料作物です。9番(周辺

地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、質問のある方は挙手の上お願いします。

議長 質問もないようですので、採決に移ります。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

以上により、全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

議長 議第48号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第48号案農地法第4条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について、7番委員から調査報告をお願いします。

7番 (調査番号1)申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は宅地拡張です。4条調査項目により報告します。1番(農地区分)：3種農地です。2番(着工時期)：許可日からです。無断転用となっているため始末書が提出されております。3番(資金調達)：資金は0です。5番(周囲の承諾)：問題ありません。6番(公衆衛生)給排水は発生しないため問題なし。7番(防除措置)転用済のため問題なし。8番(日照通風)問題なし。9番(小作地か)問題なし。10番(農振法)：農用地区域外です。以上、報告終わります。

議長 質疑がある方の挙手をお願いします。

議長 質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

申請どおり許可するものとします。

議長 議第51号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第51号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)所有権移転が4件、利用権設定が33件です。所有権移転に関しましては農業公社買入3件、売渡1件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1～33番適格の報告あり)

議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。

川村最適化推進委員

11番と25番は2月前に所有者からの依頼があつて、耕作者を探したわけです。どういふことでしょうか。

事務局 11番は、農業者年金の受給関係で、貸借期間が切れないように契約をしてあり、その後の期間を25番で契約するということになっております。

4番 2番は10アール当たり、152000円とういことですが、だんだん安くなっておりますので、金額の決定内容はどういふ経緯でしょうか。

5番 過去、何十年も前から持ち主の方の農地を耕作されていまして。譲渡人が贈与する意向でしたが、無償でいけないので、この金額になりました。

4番 基盤整備してあるところですか。

5番 自動車が度々転落する農地で、長方形の農地です。

議長 農地価格は、近年下つてきていて、需要と供給の関係で、時代時代で変わっていくものではあります。農業委員としては、できるだけ価格の維持していただきたいというのが私の気持ちです。私の地元で球磨川沿いの農地で55万円くらいですが、あさぎり町では、まだ80万円のところもあります。是非、資産価値の維持を心がけていただければと思います。

議長 それでは、他に質問はありませんか。

議長 それでは、農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

それでは、適格といたします。

議長 議第52号案非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第52号案非農地証明願いに対する認定について(朗読)

議長 調査番号1について、木上地区より調査報告します。

2番 (調査番号1)利用状況が耕作放棄地となっております。右側の一番上の写真で木が生い茂っていて、左側は、セイタカアワダチソウが生えております。所有者は現在、病氣療養中で、子供さんも全員よそに出ておられます。今の状態が30年くらいで、木が畑側に入っております。競売物件になっておりましたが、耕作する人、落札する人もおらず30年くらいこのような状態でしたので非農地証明願が提出されたわけです。守る農地か、守らない農地かということで、面積からして守らない農地として、木上の委員で話しました。よりまして、非農地として認定して良いのではないかという意見でした。以上、報告を終わります。

議長 それでは、質疑がある方の挙手をお願いします。

議長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について非農地として認定する

ことに意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 報告第19号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第19号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）

議 長 報告第20号農地形状変更届についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第20号農地形状変更届について（朗読）

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年12月10日

農業委員会会長

8 番 農 業 委 員

9 番 農 業 委 員
